

8 指 第 269 号  
令和 8 年 2 月 24 日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部長  
( 公 印 省 略 )

「工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について」  
の一部改定について

平素より、京都府の建設交通行政の推進にご協力いただきありがとうございます。  
京都府建設交通部において、受発注者の業務効率化及び書類の簡素化を図るため、下記  
のとおり「工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について」を  
一部改定しましたので通知します。

#### 記

#### 改定内容

「4 スライド変更の手続き」について、実施フロー及びスライド請求以降の様式を  
工事情報共有システム(ASP)に対応した様式(工事打合せ簿)へ改定

#### 適用日

令和 8 年 2 月 24 日以降に請求のあった工事から適用する。

担当	京都府建設交通部指導検査課
電話	075-414-5219